

英国知的財産庁、東北地方太平洋沖地震の発生に伴う救済措置を発表

2011年3月26日

JETRO テレコミュニケーションセンター

英国知的財産庁（UKIPO）は、3月24日、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う救済措置に関し、ジョン・アルティ長官のメッセージを公表した。

なお、欧州以外の各国・地域の知財庁における救済措置についても、日本国特許庁（JPO）のホームページに情報がまとめて掲載されている。

ジョン・アルティ長官のメッセージの概要は以下のとおり。

日本企業と日本企業の UKIPO との通信が、3月11日の地震および津波により混乱している。UKIPO は、UKIPO との伝達や書類提出の機能が影響を受けている企業を支援するための実現可能なあらゆる合理的な措置を講ずる。

期間延長の請求は、案件毎に検討される。我々は国内および国際的な法制に拘束されるが、可能な限り好意的に裁量が行われる。状況に応じて、関連する様々な法律条項が存在する。しかしながら、何事かの不履行が（郵便または電子的伝達手段を含む）伝達サービスの遅延または停止に起因した場合に期間の延長を認める特定の規則が注目される（特許規則 111、商標規則 76、意匠規則 41）。

期間順守の不履行の結果として権利が喪失された場合、そのような権利は特定の条件下で回復することができる。期間延長の場合と同様に、権利回復の請求は案件毎に検討され、可能な限り好意的に裁量が行われる。

また、我々は、損傷または破壊された書類や記録の再構築のために、最大限の支援を提供する。

上述の措置を希望する顧客には、まず最初に、出願を取扱う職員または部署へ連絡をしていただきたい。

<参考>

【特許規則】

規則 111 通信における遅延

(1) 監査官¹は、法律又は本規則に基づく何事かの不履行が、全面的に又は主に通信業務の遅延又は停止に原因があると認めた場合、法律又は本規則に指定されている期間を延長しなければならない。

(2) (1)に基づく延長は、

(a) 監査官の指示する通知を当事者に与えた後、かつ

(b) 監査官の指示する条件に従うことを前提として、行われるものとする。

(3) 本条規則においては、「通信業務」は、書類を送付及び配達する業務を意味し、郵便、電子通信及び宅配便を含む。

【商標規則】

規則 76 通信業務の遅延

(1) 登録官²は、本規則に基づく何事かの不履行が、全面的に又は主に通信業務の遅延又は停止に原因があると認めた場合、本規則における期限を延長しなければならない。

(2) (1)に基づく延長は、

(a) 登録官の指示する通知を当事者に与えた後に、かつ

(b) 登録官の指示する条件に従うことを前提として、行われるものとする。

(3) 本条規則において「通信業務」は、書類を送付及び配達する業務を意味し、郵便、ファクシミリ、電子メール及び宅配便を含む。

【意匠規則】

規則 41 通信業務の遅延

(1) 登録官³は、本規則に基づく何事かの不履行が、全面的に又は主に通信業務の遅延又は停止に原因があると認めた場合、本規則における期限又は期間を延長する。

(2) (1) に基づく延長は、登録官が、

(a) 登録官の指示する通知を当事者に与えた後、かつ

(b) 登録官の指示する条件に従うことを前提として、行われるものとする。

(3) 本条規則において、「通信業務」は、書類を送付及び配達する業務を意味し、郵便、電子通信及び宅配便を含む。

— UKIPO のプレスリリースは、以下参照 —

[Japan earthquake and tsunami of 11 March 2011](#)

¹ 特許法第 103 条(1)において、監査官 (comptroller) は長官 (Comptroller-General) であることが規定されている。

² 商標法第 62 条において、登録官 (registrar) は長官 (Comptroller-General) であることが規定されている。

³ 意匠法第 44 条(1)において、登録官 (registrar) は長官 (Comptroller-General) であることが規定されている。

— JPO による情報は、以下参照 —

[東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各国・地域の知財庁の救済措置について](#)

(以上)